

職員の交通事故に係る和解について

職員の職務遂行上において発生した交通事故について、和解が成立し損害賠償の額が決定したので報告する。

記

1 事故の概要

- (1) 発生年月日
平成30年8月23日（木）午前11時10分頃
- (2) 発生場所
気仙沼市九条213番地3
宮城県気仙沼向洋高等学校仮設校舎敷地内
- (3) 事故の概要
本吉響高等学校の職員が、上記事故発生場所において公用車を後進させた際、駐車中の車両に接触し、同車両を損傷したもの。

2 和解内容

- (1) 和解の相手方
 - イ 住 所 気仙沼市長磯原ノ沢21番地11
 - ロ 氏 名 阿部 七郎
- (2) 和解の内容
 - イ 内 容 示談
 - ロ 示談年月日 平成30年10月31日
 - ハ 損害賠償額 260,560円
 - ニ 和解内容 県は、相手方に下記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄するもの。

3 知事専決処分年月日

平成30年10月22日